

業務フロー・コスト分析に係る取組等の経緯

資料4

年度	閣議決定等	官民競争入札等監理委員会	施設・研修等分科会	業務フロー・コスト分析・情報開示に関するWG	委託調査等
22年度	<p>基本方針改定(H22.7.16)</p> <p>内閣府公共サービス改革推進室は、各府省に対して、常日頃から民間委託が可能と考えられる公共サービスについて業務フローや費用の分析を行い、当該情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求めるとともに、対応指針(ガイドライン)を作成し、各府省に提示する。</p>	<p>業務フロー・コスト分析について議論(H22.12.15)</p> <p>委員等からの御意見を踏まえたもの</p> <p>検討体制について議論(H23.1.31)</p> <p>公認会計士等の外部有識者の知見を活用したコスト分析の実施</p>			
23年度	<p>公共サービス改革プログラム(H23.4.28)</p> <p>公共サービスの質の向上と経費の削減を図る前提として、個々の業務内容とこれに関わる人員、必要とされる費用等のコストが適切に把握されていなければならない。このため、各府省や独立行政法人で、自らの公共サービスについて当該業務が現実どのような流れ(業務フロー)で行われており、どれだけコストがかかっているかの分析を行うとともに、民間委託を行う場合には当該情報を開示できるよう、体制を整える。このような取組に資するため、内閣府は、平成23年度から、各府省等と連携して業務フロー・コスト分析の試行を行うとともに、分析手法に関する指針を作成し、試行結果及び指針を各府省等に提示する。</p>	<p>業務フロー・コスト分析・情報開示に関するWG設置について報告(H23.5.25)</p>		<p>WG(H23.4.19)</p> <p>WG(H23.5.31)</p> <p>WG(H23.8.3)</p>	
	<p>基本方針改定(H23.7.15)</p> <p>「内閣府は、国の行政機関等に対して、民間委託が可能と考えられる公共サービスや対象公共サービスについて、業務フローやコストの分析を行い、当該情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求めるとともに、当該分析結果に基づき対応指針(ガイドライン)を作成し、国の行政機関等に提示する。また、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローやコストの分析の実施を監理委員会から求められた場合、法第4条の国の行政機関等の責務の趣旨を踏まえ、国の行政機関等は応じなければならない。」</p>	<p>WG審議内容報告(H23.9.26)</p> <p>4事業の選定について了承(H23.12.19)</p> <p>業務フロー・コスト分析の対象として4事業を選定(H23.12.5)</p>	<p>・司法書士試験・土地家屋調査士試験(法務省)</p> <p>・貨幣セット販売等業務((独)造幣局)</p> <p>・災害共済給付業務((独)日本スポーツ振興センター)</p> <p>・奨学金回収業務((独)日本学生支援機構)</p>	<p>パイロット事業 ・アジア経済研究所図書館運営業務(7月～9月)</p> <p>・測量士国家試験運営業務(9月～10月)</p> <p>各府省の取組事例に係る情報収集(7月～10月)</p> <p>取組事例の分析、分析ツール等の作成</p> <p>業務フロー・コスト分析の取りまとめ</p> <p>手引き等を作成 ・「業務フロー・コスト分析に係る手引き」 ・「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」 ・「官民競争入札等監理委員会から業務フロー・コスト分析の実施を求められた事業について」</p>	<p>WG(H23.10.7)</p> <p>WG(H24.1.13)</p> <p>WG(H24.2.8)</p> <p>WG(H24.3.21)</p>
24年度	<p>基本方針改定(H24.7.20)</p> <p>「②官民競争入札の事業選定については、業務の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務のうち、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成24年4月3日官民競争入札等監理委員会)で示された手法等による業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれる公共サービスについて検討する。」</p> <p>「⑤内閣府は、国の行政機関等に対して、民間委託が可能と考えられる公共サービスや対象公共サービスについて、業務フローとコストの分析を行い、当該分析に係る情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求める。国の行政機関等は、全体業務に占める従事割合が高い業務や特に改善の余地があると考えられる業務等を把握するため、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」で示された手法等により、業務フローとコストの分析を行うよう努めるものとする。なお、業務改善、効率性・効果性向上の観点から、業務フローとコストの分析の実施を監理委員会から求められた場合、第4条の国の行政機関等の責務の趣旨を踏まえ、国の行政機関等は応じなければならない。」</p>	<p>手引き等について了承(H24.4.3)</p>			
	<p>4事業のヒアリング実施を了承(H24.12.17)</p> <p>4事業のヒアリング実施を決定(H24.12.10)</p> <p>4事業のヒアリング(H25.3.15)</p>	<p>4事業のヒアリング結果報告(H25.3.28)</p> <p>・いずれの事業も市場化テストの対象として適当な事業であるとは認められなかった</p> <p>・分析結果を活用した、コストを要する業務区分における業務の一層の効率化や業務量、業務内容等に応じた職員配置の適正化等、業務の改善等に向けた各実施機関の方向性等を確認</p>		<p>WG(H24.10.18)</p>	<p>諸外国における業務時間管理手法等に関する調査(H25.3.22)</p> <p>公的組織の管理会計に関する勉強会～情報の見える化や業務改善の様々な取組事例について～(H25.3.22)</p>